

G · I · P · S

Global Investment Performance Standards

ガイダンス・ステートメント： パフォーマンス記録のポータビリティ

採択日: 2010年9月28日

発効日: 2011年1月1日

遡及適用: 無し

翻訳: 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

www.gipsstandards.org

本資料は、GIPS Executive Committee が採択した「GIPS ガイダンス・ステートメント：パフォーマンス記録のポータビリティ(GIPS Guidance Statement on Performance Record Portability)」全文(英語)の日本語訳である。翻訳は、日本における GIPS カントリー・スポンサーである公益社団法人 日本証券アナリスト協会が行った。本ガイダンス・ステートメントの日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。本翻訳物の著作権は、公益社団法人 日本証券アナリスト協会に属する。

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS Guidance Statement on Performance Record Portability owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®).

When there is a discrepancy between the English version and the Japanese Translation of this guidance statement, the English version is controlling.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS Standards. The GIPS® trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

序 論

資産運用会社の合併、買収、統合がグローバルに展開するなかで、過去のパフォーマンス記録はその所有者にとってますます重要な価値を持つものとなってきた。過去の記録は多くの要因（例えば、人材、プロセス、規律 <discipline>、戦略）からもたらされたものであり、それらの要因は容易に新会社に移転されないかもしれず、合併等の後も引続き旧会社の記録とするのが妥当であろう。パフォーマンス記録の有効性と品質（integrity）は、投資戦略およびすべての寄与要因の品質が保持されてはじめて確保されるものである。さらに、ポータビリティに関連する法律上の問題および要件は非常に複雑であることが考えられるため、会社は本ガイダンス・ステートメントを適用する前に、計算とパフォーマンス提示、およびポータビリティに関連する法律および規制を含む、パフォーマンスの計算と提示に関連するすべての法律および規制を順守していなければならない。

パフォーマンスは会社の記録であり、個人のものではない

会社組織の変更を理由に、コンポジットのパフォーマンス記録を変更してはならない。したがって、過去の実績に責任を有する個人が既に退職している場合であっても、コンポジットには会社の役職員により運用されたすべてのポートフォリオが含まなければならない。また、在籍役職員が入社以前に別の会社で運用していたポートフォリオの記録は、後掲の条件を満たさない限り、コンポジットに含めてはならない。それらの条件が、コンポジット・ベースで該当する場合には、旧会社または組織（a past or affiliation）のパフォーマンスにリンクし、もしくは新会社または買収会社（a new or acquiring firm）のパフォーマンスとして使用しなければならない。旧会社または組織のパフォーマンス記録を補足情報として使用することは、過去の記録が補足情報として提示されている旨が明確にされており、かつ、新会社の記録とリンクされていない場合に限り許容される。ポータビリティに関する基準を満たす場合には、複数の会社が同一のパフォーマンス記録を自らのものとしてそれぞれ提示することがあり得る。

GIPS 基準は、会社が、GIPS 基準との関係でどのように定義されなければならないかを規定している。「会社」の合併は関連グループ会社間でも生じることがあるが、本ガイダンス・ステートメントはそうした場合にも適用される。会社は、他の会社または組織を買収したときは、1年以内に非準拠の資産のすべてを本基準に準拠させなければならない。しかしながら、パフォーマンス記録のポータビリティの可否を決定する重要な要因は、会社が過去に GIPS 基準に準拠していたかどうかではなく、買収会社がコンポジットを定義していた元の投資戦略をそのすべての要因とともに存続させるかどうかである。

旧会社からのパフォーマンス記録は、適切な開示事項とともに補足情報として使用することができる。後掲の条件を満たさない場合には、この補足情報は新会社または組織の継続的な記録とリンクしてはならない。本質的な論点は、過去のパフォーマンス記録と新会社となってからのパフォーマンス記録とのリンクである。

マネジャーまたはマネジャー・グループが別の会社に移籍するとき、もしくはある会社全体が別の会社または組織と合併するときは、GIPS 基準は次の事項を必須としている。

- コンポジット・ベースで、次のすべてに該当するときは、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のパフォーマンスは、新会社または買収会社（a new or acquiring firm）のパフォーマンスにリンクし、もしくは新会社または買収会社のパフォーマンス記録として使用しなければならない。

- 実質的に投資意思決定者のすべて（例えば、リサーチ部門、ポートフォリオ・マネジャー、およびその他の関連スタッフ）が、新会社または買収会社に雇用されていること。
- 投資意思決定プロセスが、新会社または買収会社において、実質的にそのまま維持されており、かつ、独立性を保っていること。
- 新会社または買収会社が、パフォーマンスの根拠となる記録を保持していること。
- 会社は、他の会社または組織を買収したときは、1年以内に非準拠の資産のすべてを本基準に準拠させなければならない。
- 会社は、旧会社または組織（past firm or affiliation）のパフォーマンスが、会社のパフォーマンスにリンクされているときは、その旨を開示しなければならない。

上記条件のすべてを満たすことができない場合には、旧会社または組織の過去のパフォーマンス記録は、新会社または買収会社のパフォーマンス記録とリンクしてはならない。しかし、新会社または買収会社がパフォーマンスの根拠となるデータと情報のすべてを保持している場合で、適切な場合には過去の記録を補足情報として提示することができる。

2つの会社が合併し2つのコンポジットを結合する場合は、新会社はまず「存続」するコンポジットの有無を確認しなければならない。「存続」コンポジットとは、投資戦略、投資プロセスおよび投資スタッフが継続しているコンポジットを意味する。「存続」コンポジットであるためには、投資意思決定プロセスが新会社において、実質上そのまま維持されており、かつ、独立性を保っていなければならない。

「存続」コンポジットが確認された場合には、そのパフォーマンスは結合されたコンポジットの継続的なパフォーマンスとリンクすることができる。非「存続」コンポジットのパフォーマンスは、顧客の要請に応じて補足資料として提示できるようになっていることが勧奨される。例えば、合併の結果、コンポジット C と D を結合してコンポジット CD にするとする。会社がポータビリティの条件のすべてを満たすことができ、コンポジット C が「存続」コンポジットであると判断する場合には、コンポジット C の過去のパフォーマンス記録はコンポジット CD の継続的な記録にリンクしなければならない。コンポジット D に含まれる資産はコンポジット CD に含まれることとなるが、コンポジット D のパフォーマンス記録はコンポジット CD の継続的な記録にリンクされることはなく、顧客の要請があれば補足資料として提示すべきである。

会社が、旧会社のいずれのコンポジットも（訳注：例えば、コンポジット C, D とも）継続性の要件を満たしていないと判断する場合には、これら旧会社のコンポジットは結合されず、当該コンポジットの過去のパフォーマンス記録はいずれも新会社としての継続的なコンポジット・パフォーマンスの記録とリンクすることはできない。しかし、会社がパフォーマンスの根拠となるデータと情報のすべてを保持している場合には、これら非「存続」コンポジットの記録は双方とも補足情報として提示することが勧奨される。例えば、2つの会社のスタッフが1つのチームにまとめられ、投資意思決定プロセスが共有される（したがって変更される）場合は、旧会社の非「存続」コンポジットの過去のパフォーマンス記録は両者とも補足情報として提示されるべきであるが、新会社のコンポジットの継続的な記録とリンクしてはならない。

パフォーマンスを提示する会社が「マネジャー・オブ・マネジャーズ」であり、マネジャー選択のスキルによって顧客から採用され、かつ、原資産について裁量権を有している（サブアドバイザーを採用・解任する権限を有する）場合には、当該会社は、サブアドバイザーに委託した資産を自らの運用総資産に含めなければならないが、かつ、当該再委託資産のパフォーマンスを自らのコンポジットにお

いて提示しなければならない。同様に、当該会社がサブアドバイザーを交代させた場合には、新任のサブアドバイザーに委託した資産のパフォーマンスは交替前と同じコンポジットに引続き含めなければならない。また、前任のサブアドバイザーのパフォーマンス記録もそのまま当該コンポジットに残さなければならない。GIPS 基準は、2006 年 1 月 1 日以降の運用実績については、会社はサブアドバイザーの使用およびその使用期間を開示しなければならないとしている。

パフォーマンスを提示する会社がサブアドバイザーの選定について裁量権を有しない場合には、当該資産のパフォーマンス記録はパフォーマンスを提示する会社のコンポジットに含めてはならない。

会社は、本ガイダンス・ステートメントが GIPS 基準の最優先原則である「公正な表示と完全な開示」の下に置かれていることを認識しなければならない。GIPS 基準は、会社が、見込顧客が準拠提示資料を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示しなければならないとしている。したがって、会社の業務や投資プロセスに影響を与える事項が、重大な事項（例えば、会社支配権の移転、合併・買収、重要な投資専門職員の退職、等）に相当する場合には、これらを開示しなければならない。

発効日

本ガイダンス・ステートメントの発効日は、2011 年 1 月 1 日である。過去のパフォーマンスを準拠させる場合は、会社は、本ガイダンス・ステートメントに準拠するか、もしくは当時有効であった旧版に準拠してもよい。本ガイダンス・ステートメントの旧版は GIPS 基準のホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。